

令和2年第1回教育委員会会議記録

令和2年1月29日（水）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 協議第1号 八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
日程第 3 協議第2号 令和元年度教育費補正予算
日程第 4 議案第1号 八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第 5 議案第2号 令和元年度八雲町教育功績者表彰の審査決定について
日程第 6 議案第3号 令和元年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定について
日程第 7 議案第4号 令和元年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について
日程第 8 報告第1号 令和2年八雲町成人式の開催結果について
日程第 9 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾
委員	神 原 伸 哉
委員	福 田 浩 子

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	佐 藤 真理子
体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター所長	金 浜 ゆかり
熊石教育事務所長兼 熊石学校給食センター所長	野 口 義 人
図書館管理係長	笹 田 幸 男

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第1回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和2年第1回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

◎日程第2 協議第1号

○教育長 日程第2 協議第1号「八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石学校給食センター所長 教育長。

○教育長 熊石学校給食センター所長。

○熊石学校給食センター所長 それでは議案書1ページをご覧ください。協議第1号八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、協議を行うものでございます。議案書2ページをお開き願います。

学校給食につきましては、施設ごとに年間計画により献立や給食指導を組み立て、子どもたちに安全で安心な学校給食を提供しております。

現在、八雲町学校給食センターの新築工事を進めており、完成が本年7月予定でございますが、熊石小中学校の学校給食につきましては、現有の八雲町学校給食センターで調理された給食を、令和2年度当初4月より運搬体制を新たに構築し、提供する予定です。施設の完成前ですが、年度区切りで一元化を進めながら効率的な学校給食の提供を図るため、熊石学校給食センター廃止に伴う条例の一部改正を行うものでございます。

第2条の名称及び位置では、別表を廃止し、新たに名称「八雲町学校給食センター」、位置「八雲町東雲町33番地」と改めるものです。

また、第3条の職員では、施設がひとつになることから「それぞれ」を削除するものでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日に施行するものでございます。

なお、現有の八雲町学校給食センターの施設調理能力につきましては、熊石地域小中学生等119食分の受け入れが可能な状況にあり、取り進めるものでございます。

以上、協議第1号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第1号は協議済みとします。

◎日程第3 協議第2号

○教育長 日程第3 協議第2号「令和元年度教育費補正予算」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石学校給食センター所長 教育長。

○教育長 熊石学校給食センター所長。

○熊石学校給食センター所長 協議第2号令和元年度教育費補正予算についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

本件は、先程の協議第1号に関連し、今年度末での熊石学校給食センター閉鎖に伴い、現在熊石地域の給食運搬業務受託業者が保有する車両について、取得から約5年で減価償却中であり、給食コンテナ積み込み用の特装車で今後も車両利用が可能な状況から、八雲町学校給食センターの車両と同様に町所有の車両として、新年度からの運行に支障を招かないよう保有・購入し、引き続き安全で安心な学校給食の提供を行うことから、関連経費について補正を上程するものです。

議案書4ページをご覧ください。熊石学校給食センター所管の補正予算として、12節役務費は車両登録変更手数料など6万4千円、18節車両購入費はトヨタダイナアルミバン2トントラック1台151万3千円、事業費合計157万7千円を増額計上しようとするものです。

なお、令和2年度の給食運搬委託業務は、現在の八雲地域受託業者へ運行エリアを拡大したスタイルで対応を考えております。

以上で、協議第2号令和元年度教育費補正予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第2号は協議済みとします。

◎日程第4 議案第1号

○教育長 議案第1号「八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石学校給食センター所長 教育長。

○教育長 熊石学校給食センター所長。

○熊石学校給食センター所長 議案書5ページをご覧ください。議案第1号八雲町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

先程の協議第1号の条例改正の関連議案でございまして、八雲町教育委員会規則第20号の一部改正を行うものです。

第5条の係の設置では「次の係」を削除し、「庶務係、調理係」を加え、第8条の事務分掌では第3号を廃止し、記載のとおり改正するものでございます。

附則として、この規則は、令和2年4月1日に施行するものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第2号

○教育長 議案第2号 「令和元年度八雲町教育功績者表彰の審査決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第2号令和元年度八雲町教育功績者表彰の審査決定について、ご説明いたします。議案書6ページからになります。

本件は、八雲町教育功績者表彰規則の規則に基づき、令和元年度の候補者6個人2団体について審査するものです。

この表彰は、学校教育や社会教育、生涯学習活動や文化・芸能・スポーツなど教育全般について功労顕著な個人・団体に対し功績者表彰を行うことができるようになっており、第8条の規定により、第1号から第8号まで表彰基準を設けております。本日の議案に表彰基準を記載しておりますので、先にその内容について説明いたします。

今回候補者に該当する個人については、表彰基準第3項第2号「教育委員会関係の条例委員については勤続又は通算在職を問わず10年以上のもの」、第3項第4号「各種単位団体の長については15年以上の勤続又は20年以上在職したもの」、第3項第7号「スポーツ等の振興に、特に功労のあったもの」となっております。団体については、第3項第5号「生涯学習等の活動に、特に功労のあったもの」で「概ね30年以上の活動」を対象に表彰することとしております。

なお個人につきましては、概ね60歳以上のものとしております。

それでは、それぞれの候補者についてご説明いたします。議案書7ページをお開き願います。

1番目の長坂久氏は、平成元年4月から30年にわたり、八雲町文化財保護審議会委員として、文化財保護活動に努め、新たな八雲町の文化財指定などに尽力されており、根崎神社が所有する八雲町指定文化財の「根崎神社円空彫像」の保護と公開に努め、文化財保護行政の推進に大きく貢献されたことから、候補者とするものです。表彰基準は第3項第2号に該当するものとしております。

2番目の高木一哉氏は、平成3年4月発足当初から平成31年3月までの28年間にわたり、八雲ばやし「どどん鼓座」の代表として八雲独自のおはやしの普及に努め、町内の幼児から大人まで幅広い世代に熱心に太鼓の指導を行うとともに、各種イベントでのおは

やし披露をとおして地域の文化活動の推進、和太鼓の普及活動に尽力しており、功労が認められることから候補者とするものです。表彰基準は第3項第4号に該当するものとしております。

3番目の阿部政邦氏は、永年にわたり八雲町柔道協会長を務めたほか、八雲町体育協会役員を歴任し、八雲町の競技スポーツの普及に寄与しているほか、八雲町スポーツ推進審議会委員を務め、町民へのスポーツ機会充実のため、誰もが安心安全で使いやすいスポーツ施設の整備を図るとともに、町民に対するスポーツイベントの企画・運営に積極的に参画し、八雲町のスポーツ振興に貢献しており、功労が認められることから候補者とするものです。表彰基準は第3項第7号に該当するものとしております。

4番目の熊野徹氏は、八雲ソフトボール協会長を務めるとともに、八雲町体育協会副会長を務め、八雲町の競技スポーツの普及に寄与しており、特に所属するソフトボール協会では、公認審判員資格を取得し、全道大会の誘致や後継者の育成に尽力するとともに町民へのソフトボール普及のため、町民ソフトボール大会の開催や日本代表選手やチームを招へいたソフトボール教室を企画する等八雲町のスポーツ振興に貢献しており、功労が認められることから、候補者とするものです。表彰基準は第3項第7号に該当するものとしております。

5番目の小熊秀雄氏は、平成7年から八雲町体育指導委員を24年5か月務め、特に八雲町発祥のニュースポーツ「スポンジテニス」では、開発から中心として関わり、初心者教室や町民大会の開催を企画・運営したほか、平成8年には「八雲スポンジテニス愛好会」を設立し、町民の健康・体力づくりに貢献しており、功労が認められることから候補者とするものです。表彰基準は第3項第7号に該当するものとしております。

6番目の大清水良浩氏は、平成6年から八雲町体育指導委員を25年5か月務め、特に山越地域住民の健康・体力づくりコーディネーター役として活躍し、学校完全5日制導入の際は、土曜日の子どもの居場所づくりとして、山越小学校体育館で子どもスポーツ教室を開催する等町民の健康・体力づくりに貢献しており、功労が認められることから候補者とするものです。表彰基準は第3項第7号に該当するものとしております。

7番目の八雲村との交流を進める会は、昭和62年8月から始まった両町村の交流を機に、島根県八雲村と相互交流を深め、両町村の活力ある“まちむら”づくりをめざすことを目的として発足し、これまで青年をはじめ、現在は中学生の派遣交流事業や島根県八雲村の風土と歴史・文化などを学ぶ活動を通じて、郷土への愛着に満ちた八雲町の未来を担う人材の育成と活力あるまちづくりに貢献しており、功労が認められることから候補者とするものです。表彰基準は第3項第5号に該当するものとしております。

8番目の小原流つわぶき会は、昭和52年2月「八雲華道連盟」として発足し、平成元年4月に「小原流八雲支部」の会員のうち、八雲町在住の方々による「小原流つわぶき会」の誕生とともに八雲町文化団体連合会へ加盟し、毎年秋の文化祭展示部門に参加するほか、ボランティア活動として「八雲町公民館」「八雲町立図書館」のロビーに年間を通して季節の花を活ける活動も続けており、訪れる多くの町民に潤いと感動を与えており、功労が認められることから候補者とするものです。表彰基準は第3項第5号に該当するものとして

おります。

以上、八雲町教育功績者表彰の候補者 6 個人 2 団体の説明といたします。よろしくお願
いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第 2 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 6 議案第 3 号

○教育長 日程第 6 議案第 3 号「令和元年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の
審査決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第 3 号令和元年度八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の審査決定に
ついて、ご説明申し上げます。9 ページをお開きください。

本件は、八雲町少年少女文化・スポーツ奨励表彰の規則に基づき、令和元年度の候補者、
3 個人 2 団体について審査するものです。

この表彰は、八雲町少年少女文化・スポーツ表彰規則第 2 条で八雲町内の小学校、中学
校、高校に在学しているものとし、第 3 条で個人及び団体において、学校教育活動、文化
芸術活動、スポーツ分野で優秀な成績をおさめたものに対し奨励表彰を行うことができ
るとなっており、第 7 条の規定により表彰基準を設け、表彰基準第 2 項第 1 号で、個人では、
全道大会で優勝又は全国大会で 8 位入賞以上、団体では渡島大会・道南大会で優勝、ま
たは北海道大会で 3 位以上の賞を受けたものについて対象とし、同項第 2 号では、特に成績
に顕著なものがあつた場合は表彰できると規定されております。

それでは、それぞれの候補者についてご説明いたします。議案書 10 ページをお開き
ください。

最初に、熊石中学校 3 年松原和香さんは、昨年 4 月に開催された第 2 回春季江差追分江
差地区発表大会にて優勝し、9 月に開催された「日本民謡協会道南連合大会中学生の部」
において優勝、「第 2 3 回江差追分少年全国大会」に出場し、審査員奨励賞を受賞しており、
他の模範となる成績を収めております。

次に、熊石中学校 3 年田村葵琉さんは、第 5 3 回和道流全道大会において「形」中学生
女子の部で優勝、「組手」中学生女子の部で 3 位入賞を果たしております。

次に、八雲高校 3 年古川琴海さんは、第 7 2 回北海道高等学校陸上競技陸上選手権大会
北海道予選会において、女子 4 0 0 メートルハードルで 2 位に入賞し、令和元年度全国高
等学校総合体育大会陸上競技大会へ出場を果たしました。

表彰基準では、個人の場合、全道大会優勝もしくは全国大会 8 位入賞以上となっており
ますが、高校 3 年生でありインターハイへの出場であることを考慮し、この度候補者とし

て、表彰基準第2項第1号に該当するものとし表彰したいと考えおります。

次に、八雲中学校男子バスケットボールは、道南中学校バスケットボール大会で優勝し、第34回北海道中学校バスケットボール新人大会南大会を勝ち抜き、江別市で開催された同大会の南北決戦大会において3位入賞を果たしております。

最後に、八雲中学校女子バスケットボール部は、道南中学校バスケットボール大会で優勝し、第34回北海道中学校バスケットボール新人大会南大会へ出場しております。

以上、芸術文化関係から1件、スポーツ関係から4件でございますが、いずれも輝かしい成績であり、表彰基準2項第1号並びに2号に該当するものとして推薦いたしますので、よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 2番目の田村さんの和道流というのは、空手のことでしょうか。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 はい。空手の流派になります。

○教育長 他にございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 もう1点よろしいでしょうか。これは、質問ではありませんが、3番目の古川さんですが、小学校・中学校とはまた違うレベルの段階の高校でこれだけの成績を収めているということは、十分表彰に値すると思います。

○教育長 よろしいでしょうか。昨年度は、委員さんから推薦の声もありましたが、今年はどうでしょうか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他に無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第4号

○教育長 日程第7 議案第4号「令和元年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第4号令和元年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について説明いたします。議案書11ページをお開き願います。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ない、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっていることから、別冊のとおり報告書を作成するものであります。別冊の報告書の表紙の裏面をお開き願います。

本年度は平成30年度に実施した事務事業の行政評価を基本として、記載の18の事務事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に基づき「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」として外部評価による点検・評価を受けたものであります。

本年度点検・評価した事務事業は、学校教育課の小中一貫型コミュニティスクール導入事業の他、記載の17事業であります。外部評価委員会は、各課毎でカッコ内に記載の部会・協議会・審議会・委員会による町民評価であります。

1ページ以降の個別評価の内容につきましては、報告書を事前配布させていただいておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、議案第4号「令和元年度八雲町教育委員会事務事業点検・評価報告書について」の説明といたします。よろしく願います。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 評価の中でAからBになっているのは、事業の内容を検討の余地があるという解釈でよろしいでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 A評価からB評価に変更になったということは、事業自体の有効な実施のために一部改善の余地があるという前向きな見直しとなっております。

○教育長 例えば、15ページの平和学習について、B評価になっている具体的内容を事務局で説明をしてください。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 平和学習事業ですが、項目別点数による評価はAですが、担当課・二次評価はBとなっております。項目別点数評価は必要性や有効性を点数加算して積み上げた評価になりますが、この事業内容をみますと改善の余地といいますか、もうひとつ工夫必要ではないかということでもあります。現状事業は進めていくわけですが、この事業の必要性は高いのですが、改善点として取り組んだ内容を中学生に伝えていくことと町民にも周知していく必要があるのではないかと考えて担当課としてB評価としています。また、二次評価として、外部評価委員の皆様からも取組内容をもっと効果的に伝えていく必要が

あるのではないかとということで、担当課評価と同じくB評価となっております。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 この事業は、私も継続の必要性が高いと感じています。町民まで伝えるかどうかは別として、中学生には広く内容を周知できるよう工夫しながら是非継続してほしいと思います。

○教育長 補足いたします。現状をみていますと、この事業の還元の仕方としましては、中学校の学校祭で発表したり町の戦没者慰霊祭の時に代表生徒が広島での視察内容を報告したりということしかないのですが、それ以外で町民に還元していくというのはなかなか難しいことではあります。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他に無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「令和2年八雲町成人式の開催結果について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第1号令和2年八雲町成人式の開催結果について説明いたします。12ページをお開き願います。

令和2年八雲町成人式の開催結果につきましては、13ページからになります。出席者数は、熊石地域では対象者24名のうち11名が出席し、また、八雲地域では対象者140名のうち105名が出席しました。

熊石地域の出席率については、当日体調不良のため1名が欠席となったほか、都合が合わなかったという理由などにより欠席者が多かったと思われます。八雲地域の出席者数は昨年度とほぼ同じですが、対象者数が昨年度より減となっていることから、出席率が上がっております。両地域合わせると出席率は70.7パーセントになります。

両地域とも合わせると、出席者のうち実際に八雲町外に居住している新成人は、76パーセントでした。また、今年の記念公演は、八雲町出身の方によるお話とダンスパフォーマンスの披露ということで、新成人にはより身近な存在からエールを送っていただき、大変好評でした。

14ページに、熊石・八雲両地域の開催年別出席状況をグラフにしておりますので、参考としていただきたいと思います。

来年から、これまで2か所で開催してきた成人式を、1月3日に八雲町民センターを会

場として1か所で開催することとしており、広報2月号から周知を始めてまいります。

正月中に開催するのは準備も大変であり、来賓及び関係者の方々にとりましても大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、参加した新成人者の多くが町外在住者であるという現状からご理解をいただきたいと思います。

以上で、令和2年八雲町成人式の開催結果についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 来年から開催場所が1か所になるということで、熊石地域から何かそのことに対して声は上がっているのでしょうか。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 熊石地域審議会などの会議でも議論しておりました。意見としまして、送迎のバスを運行してもらえればということでした。現段階ではこの程度で収まっております。来年実施してみて、バスの送迎以外に新たな意見が出た場合は、またその意見に対応した形で取り進めていきたいと考えてございます。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 わかりました。もう1点ですが、私は今回成人を迎える子どもの保護者の立場だったのですが、今までわからなかった現実も見えてきて、来年度の開催時刻は14時と聞いているのですが、町内で着付けや美容師が不足しているという声もあり、15時開催だった今年でも大変だったようです。開始時間については、検討の余地があるのではないのでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 来年の開催時刻を14時とした経緯は、熊石地域の開始時間が13時、八雲地域の開始時間が15時で、八雲地域の終了時間は17時30分くらいになり、熊石地域の成人者が帰る時間も考えると14時のほうが参加しやすいのではないかと考えました。確かに松永委員のおっしゃるとおり着付けの時間も心配ではありますが、1度14時開始で実施した中で時間的な課題が大きい場合は時間を変更することも考えていかなければならないと考えています。いずれにしましても周知を早くするということが第一と考えていますので、対象者にはなるべく早めに情報が伝わるように対応したいと思いますのでご理解願います。

○教育長 着付けや美容師の状況も考えますと開始時間を1時間早めるのはなかなか難しいとは思いますが、いずれにしましても早い段階で周知するということが大前提ですけれども、十分協議をして対応したいと思います。

また、教育委員の皆さんは両地域の成人式に参加されていますが、来年から1つになる

ということで、何か進行のあり方などアイデアはありませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 教育長。

○松永委員 熊石地域で行われている祝い酒献上という儀式を、何らかの形で八雲地域でも実施できないでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 八雲地域と熊石地域が一緒になることで、熊石地域のように一人一人ということは難しいと思いますが、内容はまだ決まっていませんので祝い酒献上を取り入れた場合にはそれぞれの地域の代表に行ってもらいなど検討したいと思います。

○教育長 内容についても具体的にどのようにしていくか協議しなければならないと思います。私から社会教育には、来年両地域一緒に行うということということで案は伝えてあります。と言うのは、熊石地域は成人の方の出番が多いのですが、八雲地域は最後に一人だけなんですね。成人者の出番をどう調整していくかということと、私が教育長として就任した4年前は、主催は教育委員会ということで教育長が式辞を述べていました。そして、町長が来賓の立場で挨拶をしまして、町長と相談をした中で主催が教育委員会であっても町としてお祝いをするものですので、式辞は町長からすべきだろうということで、次の年から町長が式辞を述べることになり、教育長の挨拶はなくなりました。ただ、両地域ともに記念品を受付の時に渡しているんですね。そこで、来年からは式次第の中に記念品贈呈という項目を入れて、教育長が八雲地域・熊石地域の代表に渡す場面を設けてはどうかと伝えてあります。それ以外の内容についてもこれから協議していきます。

また、式典が終了した後には今年にはダンスパフォーマンスを行ったのですが、非常に好評で来年以降も続けてほしいという声も聞いています。委員の皆さんどうでしたか。

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

○福田委員 私も来年も継続してほしいとの声は聞いています。

○教育長 来年度の成人式に向けては、教育委員会会議や懇談会の中で意見をいただいて決めていこうと考えております。

他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年第1回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時50分】